**選挙運動用自動車の運転手雇用の契約をした方へ**

　公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。公費負担の請求は、候補者と契約した運転手が行います。

１　選挙運動用自動車の運転手雇用契約の公費負担について

　　１日当たり12,500円を上限に、選挙運動期間中（７日間）に選挙運動用自動車を運転した日数分について請求することができます。

　　ただし、契約をした候補者の得票が法定の一定の得票数に達せず、供託物が没収される場合には、津市に請求することができませんので、注意してください。

　　なお、請求ができるのは１日につき１人分に限られます。

　　また、候補者と生計を一にする親族と契約をする場合には、その方が当該契約に係る業務を業として行う者（自動車運転手を職業としているなど）でなければ公費負担の対象とはなりません。

公費負担の対象となるのは、運転手個人と契約したものに限られます。法人又は個人事業者との契約は対象となりません。

２　公費負担の請求に必要なもの

(１)請求書（選挙運動用自動車の使用）

　　　候補者から渡された「選挙運動用自動車使用証明書（運転手）」に記載された日付、報酬金額等をよく確認の上、実際に選挙運動期間中に選挙運動用自動車を運転した日数分を請求してください。書類の提出は、２月１７日（火）までに津市選挙管理委員会にお願いします。(郵送可)

(２)請求内訳書（運転手雇用契約）

　　　日にちごとに実際に要した雇用金額と基準限度額（１日当たり12,500円）とを比較して、少ない方の金額を請求してください。

(３)選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

　　　候補者から渡されますので、記載内容に誤りがないかよく確認の上、津市へ請求する際に添付してください。

※　書類の訂正は、二重線と押印（請求者印と同一の印）により行ってください（修正液、修正テープ等による訂正はできません）。ただし、請求書及び請求内訳書の金額の訂正はできません。

３　費用の支払

　　費用については、津市から直接支払いますが、支払までに相当の日数（おおむね１ヶ月）を要しますのでご了承ください。

公営30

津市選挙管理委員会事務局　〒514-8611　津市西丸之内23番1号　℡（059）229-3236